

開示の実施について（事務連絡）

最高裁判所事務総局秘書課

あなたから開示の実施の申出がありました、下記の司法行政文書について、別添のとおり写しを交付します。

記

次の文書番号の開示通知書記1記載の文書

最高裁秘書第3656号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

第1872号  
令和7年10月15日

## 裁判所時報

発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月1日・15日発行)

## (目次)

## ◎裁判例

1

(民事)

- 令和6年10月27日に行われた衆議院議員総選挙当時、公職選挙法13条1項、別表第1の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、上記規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない

(令和7年(行ツ)第155号・令和7年9月26日 第二小法廷判決棄却)

- 令和6年10月27日に行われた衆議院議員総選挙当時、公職選挙法13条1項、別表第1の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、上記規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない

(令和7年(行ツ)第117号・令和7年9月26日 第二小法廷判決棄却)

- 令和6年10月27日に行われた衆議院議員総選挙当時、公職選挙法13条1項、別表第1の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、上記規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない

(令和7年(行ツ)第128号、第118号、第123号、第127号、第130号、第133号、第137号、第141号、第142号、第144号、第148号、第149号、第151号、第167号・令和7年9月26日 第二小法廷判決棄却)

- 令和6年10月27日に行われた衆議院議員総選挙当時、衆議院比例代表選出議員の選挙に関する公職選挙法13条2項及び別表第2、86条の2並びに95条の2の規定は憲法14条1項等に違反しない

(令和7年(行ツ)第156号・令和7年9月26日 第二小法廷判決棄却)

(刑事)

- 申立人が釈放された場合における刑訴法207条の3第1項の請求を却下する裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告申立ての許否(消極)

(令和7年(レ)第735号・令和7年9月19日 第一小法廷決定棄却)

## ◎最高裁判所判例要旨

21

(民事)

- 表形式の行政文書の「備考」欄に記録された情報につき、一体的に情報公開法(平成28年法律第51号による改正前のもの)5条3号又は4号所定の不開示情報該当性についての判断をした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和5年(行ヒ)第335号・令和7年6月3日 第三小法廷判決一部破棄差戻し、一部棄却)

- 国が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条7項1号所定の無店舗型性風俗特殊営業を行う事業者に対して持続化給付金給付規程(中小法人等向け)(令和2年8月1日付けのもの)及び家賃支援給付金給付規程(中小法人等向け)(同年10月29日改正前のもの)に定める各給付金を給付しないこととしていることと憲法14条1項

(令和6年(行ツ)第21号・令和7年6月16日 第一小法廷判決棄却)

● 1 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）中の生活扶助基準の改定が生活保護法3条、8条2項に違反して違法であるとされた事例

2 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）中の生活扶助基準の改定につき国家賠償法1条1項にいう違法があつたということはできないとされた事例

（令和5年（行ヒ）第397号、第398号・令和7年6月27日 第三小法廷判決 一部破棄自判、一部棄却）

●別荘地内に土地を所有する者が当該別荘地の管理会社に対し管理費として相当と認められる額の不当利得返還義務を負うとされた事例

（令和5年（受）第2461号・令和7年6月30日 第一小法廷判決 破棄自判）

●裁判所が自動車保険契約の人身傷害条項の被保険者である被害者に対する損害賠償の額を定めるに当たり民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して被害者に対する加害行為前から存在していた被害者の疾患をしんしゃくしその額を減額する場合における上記条項に基づき人身傷害保険金を支払った保険会社による損害賠償請求権の代位取得の範囲

（令和5年（受）第1838号・令和7年7月4日 第三小法廷判決 棄却）

●市町村から一般廃棄物の処分の委託を受けた者が当該市町村の区域外において一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合に、上記処分の場所がその区域内に含まれる市町村がその支障の除去等の措置を講じたときの事務管理の成否

（令和5年（受）第606号・令和7年7月14日 第一小法廷判決 破棄差戻し）

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（令和4年法律第76号による改正前のもの）20条1項に基づく介護給付費の支給決定に係る申請を却下する処分が違法であるとした原審の判断に違法があるとされた事例

（令和5年（行ヒ）第276号・令和7年7月17日 第一小法廷判決 破棄差戻し）

（刑事）

●被害者の検察官調書抄本を採用した第1審の訴訟手続に法令違反がありこれが判決に影響を及ぼすことが明らかであるとして第1審判決を破棄した原判決に、刑訴法397条1項、379条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

（令和6年（あ）第1161号・令和7年7月7日 第三小法廷決定 棄却）

●依頼を受けて現金自動預払機付近で待機し電子計算機使用詐欺の犯行により増加した預貯金を引き出すなどした者に電子計算機使用詐欺の共謀が認められた事例

（令和6年（あ）第264号・令和7年7月11日 第三小法廷判決 破棄自判）

## ◎記事

25

●人事異動（9月17日～9月30日）

## ◎政令

26

●総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令



## 裁判例

## 民事

◎令和6年10月27日に行われた衆議院議員総選挙当時、公職選挙法13条1項、別表第1の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、上記規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない

件名 選挙無効請求事件

最高裁判所令和7年(行ツ)第155号

令和7年9月26日 第二小法廷判決棄却

上告人 X<sub>1</sub> ほか3名

被上告人 東京都選挙管理委員会

原審 東京高等裁判所

## 主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

## 理由

上告人兼上告代理人山口邦明、同國部徹、同三竿径彦の上告理由及び上告復代理人永島賢也の上告理由について

1 本件は、令和6年10月27日に行われた衆議院議員総選挙(以下「本件選挙」という。)について、東京都第5区、同第8区、同第28区及び同第30区の選挙人である上告人らが、衆議院小選挙区選出議員(以下単に「小選挙区選出議員」という。)の選挙(以下「小選挙区選挙」という。)の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき行われた本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であるなどと主張して提起した選挙無効訴訟である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 公職選挙法は、衆議院議員の選挙制度につき、小選挙区比例代表並立制を採用しており、衆議院議員の定数は465人とされ、そのうち289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員とされている(4条1項)。小選挙区選挙については、全国に289の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出するものとされ(同法13条1項、別表第1)。以下、後記の改正の前後を通じてこれらの

規定を併せて「区割規定」という。)、比例代表選出議員の選挙(以下「比例代表選挙」という。)については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている(同法13条2項、別表第2)。総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に実行し、投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票とされている(同法31条、36条)。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法(以下「区画審設置法」という。)は、衆議院議員選挙区画定審議会(以下「区画審」という。)は、小選挙区選出議員の選挙区の改定に關し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案(以下単に「改定案」という。)を作成して内閣総理大臣に勧告するものとした上で(2条)、①4条1項において、上記の勧告は、統計法5条2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査(以下「大規模国勢調査」という。)の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとする旨規定し、②4条2項において、同条1項の規定にかかわらず、区画審は、統計法5条2項ただし書の規定により大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年に行われる国勢調査の結果による各選挙区の日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に、上記の勧告を行うものとする旨規定する。

区画審設置法3条は、改定案の作成の基準について、①1項において、改定案の作成は、各選挙区の人口(同条においては最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。)の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない旨規定し、②2項において、同法4条1項の規定による勧告に係る改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数(その除数で各都道府県の人口を除して得た数(1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。)の合計数が小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。)で除して得た数(1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。)とする旨規定し(いわゆるアダムズ方式)、③3項において、同法4条2項の規定による勧告に係る改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は変更しないものとする

旨規定する（以下、この改定案の作成の基準を含む同法2条から4条までの規定による選挙区の改定の仕組みを「本件区割制度」という。）。

（2）区画審は、小選挙区選出議員の選挙区に関し、令和2年10月1日を調査時とする大規模国勢調査（以下「令和2年国勢調査」という。）の結果に基づき、各都道府県の小選挙区選出議員の定数を5都県で合計10人増員し10県で各1人減員した上、25都道府県の140選挙区において区割りを改めることを内容とする改定案を作成し、令和4年6月16日、内閣総理大臣に勧告した。これを受けて、同年11月18日、区割規定の定める選挙区割りを上記改定案のとおりに改定することなどを内容とする令和4年法律第89号（以下「令和4年改正法」という。）が成立した（以下、令和4年改正法による改正後の区割規定を「本件区割規定」といい、本件区割規定の定める選挙区割りを「本件選挙区割り」という。）。

（3）令和6年10月9日に衆議院が解散され、同月27日、本件選挙区割りの下で本件選挙が行われた。

本件選挙区割りの下では、令和2年国勢調査の結果によると、選挙区間の日本国民の人口（以下単に「人口」という。）の最大較差は1対1.999となり、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差は、選挙人数の最も少ない選挙区（鳥取県第1区）と最も多い選挙区（北海道第3区）との間で1対2.059であり、選挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は10選挙区であった。

3(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する

限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるが否かによって判断されることになり、国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

（2）上記の見地に立って、本件選挙当時の本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りの合憲性について検討する。

ア 区画審設置法の定める本件区割制度は、小選挙区選出議員の選挙区（以下単に「選挙区」という。）について、区画審において、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行った上、選挙区間の人口の較差が2倍未満となるよう区割りをして、その改定案を作成するものとしつつ、大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年に行われる国勢調査の結果、選挙区間の人口の最大較差が2倍以上となった場合には、その結果に基づき、各都道府県への定数配分を変更することなくこれが2倍未満となるよう区割りをして改定案を作成し、これを是正することとするものである。このような本件区割制度は、選挙区を改定してもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提に、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう設けられたものであるといえ、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、国会において考慮することのできる他の要素をも考慮して選挙区の改定を行う仕組みを定めたものとして、合理性を有するものというべきである。

イ 本件選挙は、令和4年改正法により改正された本件区割規定の定める選挙区割り（本件選挙区割り）の下で行われたものであるところ、前記事実関係等によれば、令和4年改正法は、本件区割制度の

下、区画審が、令和2年国勢調査の結果に基づき、区画審設置法3条1項及び2項に定める基準に従い各都道府県への定数配分及び区割りをして作成した改定案のとおり、選挙区を改定するものといえる。

本件選挙区割りの下においては、令和2年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が1対1.999であったのに対し、本件選挙当日には、選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.059となっており、選挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は10選挙区となっていたものの、本件区割制度が、選挙区を改定してもその後に選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提とするものであって、このような制度に合理性が認められることは上記のとおりである。そして、本件選挙当時における選挙区間の投票価値の較差が自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわらず、本件選挙区割りの下におけるその拡大の程度が著しいものともいえないとから、上記の選挙区間の投票価値の較差の状況をもって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということはできないというべきである。

(3) したがって、本件選挙当時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、本件区割規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない。

なお、論旨は、憲法前文第1段、43条1項等を根拠として、代議制民主主義の下では衆議院議員はそれぞれが同数の人口によって選出される必要があるところ本件選挙はこれに反するので無効であるなどともいうが、所論に理由がないことは以上に述べたところから明らかである。

(4) 以上は、最高裁平成11年(行ツ)第7号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁、最高裁平成11年(行ツ)第35号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、最高裁平成18年(行ツ)第176号同19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁、最高裁平成30年(行ツ)第153号同年12月19日大法廷判決・民集72巻6号1240頁及び最高裁令和4年(行ツ)第130号同5年1月25日大法廷判決・民集77巻1号1頁の趣旨に従して明らかかといべきである。

また、原判決について、上告理由としての理由の不備があるということもできない。

4 以上の次第であるから、本件区割規定が本件選挙当時憲法に違反していたということはできない

とした原審の判断は、是認することができる。論旨はいずれも採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官高須順一の意見がある。

**裁判官高須順一の意見**は、次のとおりである。

### 1 はじめに

私は、多数意見とは異なり、令和4年改正法による改正後の区割規定の下での選挙区間の投票価値の不均衡は、本件選挙当時、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態(いわゆる違憲状態)にあったと考える。

多数意見は、本件選挙区割りの合憲性の審査を多数意見3(1)記載の判断基準により行うこととした上で、本件区割制度は、選挙区を改定してもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提に、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態を安定的に持続するように設けられたものとしてその合理性を肯定し、本件区割制度の下で定められた本件選挙区割りは合憲状態にあったものと判断している。

私も、本件選挙区割りの合憲性を上記判断基準により審査すべきことに異論はない。他方、本件区割制度については、このような選挙区の改定の仕組み自体に一定の合理性が認められるることは否定しないが、その合理性は、一定の前提により支えられているものといべきである。そして、令和4年改正法により改定された本件選挙区割り及びその下での本件選挙は、上記前提を欠くがゆえに、憲法の要請する投票価値の平等との関係で合理性を有するものは評価し得ないといるべきであり、この点において多数意見と意見を異にする。

以下では、これらを明らかにするために、本件区割制度が合理性を有するための前提と、これを踏まえた上で本件選挙区割りの具体的な評価について検討する。

### 2 本件区割制度が合理性を有するための前提

本件選挙区割りは、令和4年改正法により新たに定められたものであり、本件では、本件選挙区割りの下で初めて行われた小選挙区選挙が問題となっている。区画審設置法3条1項によれば、選挙区割りの改定に当たり、令和2年国勢調査の結果による人口を基準にして、選挙区間の人口の最大較差(以下、選挙区間の選挙人数の最大較差も併せて単に「最大較差」という。)が2倍以上にならないようすることが求められ、同法の規定内容を遵守することは、憲法上の投票価値の平等を維持する上においても不可欠の要請となる。そして、本件選挙区割りについて

は、令和2年国勢調査の結果を基準とした場合の最大較差は1.999倍であり、区画審設置法3条1項の規定自体に違反するものとはいえない。

しかしながら、上記最大較差の数値は限りなく2倍に近く、不斷に生ずる人口異動の状況を考慮するならば、後記3のとおり、本件選挙区割りが定められた時点において、その下では改定後短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれる状況であったというべきである（現に、本件選挙時点では本件選挙区割りの下での最大較差は2.059倍となっており、較差が2倍以上の選挙区の数も10に及んでいる。）。

私も、多数意見と同様に、定数配分及び選挙区割りの決定について国会に広範な裁量が認められると考えるものであるが、そうはいっても、改定後短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるような改定案を区画審が勧告し、それに基づき国会において区割規定の改正を行うことが、果たして国会の裁量権の行使として合理性を有するといえるのか疑問であるといわざるを得ない。本件区割制度は、憲法が保障する投票価値の平等を、選挙区制度を前提とする選挙制度の下で維持するために制度化されたものであり、最大較差が2倍未満となる区割り基準を設けた上で定期的な区割規定の見直しを法定する点において、選挙区間における人口の異動にも合理的に対応し得るものといえるが、本件区割制度が選挙区割りの改定後の人口の異動にも効果的に対応するためには、何よりもまず、改定案そのものが適切に策定される必要があるといるべきである。そこで、改定案策定の段階において、たとえ区画審設置法3条1項の定めるとおりに最大較差が2倍未満となるような選挙区割りがなされたとしても、それが短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるような選挙区割りである場合には、同法の規定自体に違反するものとはいえないとしても、このようにして定められた選挙区割りの下で行われる小選挙区選挙は、憲法の定める投票価値の平等の要請を満たすことにはならないと考えるものである。すなわち、本件区割制度が合理的であるといえるためには、まず当初の選挙区割りが憲法上の投票価値の平等の要請を満たすものであることが必要とされるのであって、当初の選挙区割りがそもそも投票価値の平等の要請を満たすものと評価できない場合には、区画審設置法が10年あるいは5年ごとの選挙区割りの改定の規律を設けているからといって、当該区割規定に基づく小選挙区選挙が憲法に適合するものと評価することは、到底できないといわなければならない。

以上から、私は、国勢調査の結果に基づきその基準時点においてたとえ最大較差が2倍未満となる選挙区割りが定められたとしても、それが短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるようなものであった場合には、そのような選挙区割りの下で行われる小選挙区選挙は、本件区割制度によって担保されるべき合理性の前提を欠くこととなり、違憲状態の選挙区割りの下で行われたものとなると考える次第である。

### 3 本件選挙区割りの評価

そこで、次に問題となるのは、具体的にどのような事情があれば、短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるような選挙区割りと評価されるかである。一概にその基準を明確にすることは困難であるが、本件訴訟において明らかにされているように、第1に、新たに改定された選挙区割りについて、その改定の際に基準とされた国勢調査の結果による最大較差が2倍に極めて近いものとなっており、第2に、当該改定後に実施される最初の衆議院議員総選挙時点における当該選挙区割りの下での最大較差が実際に2倍以上となっているというような場合には、これらの事情をもって、短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるような選挙区割りであったと基本的に判断すべきであり、当該選挙区割りに基づき行われた小選挙区選挙は違憲状態の選挙区割りの下で実施されたものと理解するのが妥当である。その上で、上記のような事情が認められても、選挙区割りの改定時に予測し得なかつたような特別の要因が選挙までの間に生じ、これが原因となって選挙時の最大較差が2倍以上となったような事情があれば、例外的に違憲状態とはならないと考えるべきであろうが、そのような事情が認められるのは極めて例外的な場合に限られるものと解される。

以上に述べたところに基づき改めて本件選挙区割りについて検討すると、まず令和2年国勢調査の結果による最大較差は、上記のとおり1.999倍と2倍に極めて近く、令和2年国勢調査の調査時（令和2年10月1日）以降の短期間におけるごく僅かの人口異動によっても最大較差が2倍以上となり得る数値である。そして、本件選挙区割りの下での本件選挙時の最大較差は2.059倍と、実際に2倍を超えていた。また、令和2年国勢調査の調査時から本件選挙時までの間に選挙区割りの改定時に予測し得なかつたような特別の要因が生じたというような事情も認められない。したがって、本件選挙区割りは、その改定時において、短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるようなも

のであったといえ、本件選挙時における選挙区間の人口の不均衡は、憲法の保障する投票価値の平等の要請を害する状態になっていたというべきである。以上が、私が本件選挙における小選挙区選挙が違憲状態にある選挙区割りの下で行われたものであると考える理由である。

#### 4 令和5年大法廷判決との関係

なお、最高裁令和4年（行ツ）第130号同5年1月25日大法廷判決・民集77巻1号1頁（以下「令和5年大法廷判決」という。）は、平成29年法律第58号による改正後の平成28年法律第49号により改正された区割規定の定める選挙区割り（以下「平成29年選挙区割り」という。）について、選挙時における選挙区間の投票価値の較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因による場合や、較差の拡大の程度が選挙制度の合理性を失わせるほど著しいものである場合などの特別の事情が存する場合に初めてその合憲性が否定され得ることを前提とする判示をしているので、上記2、3の私の意見が、この令和5年大法廷判決と整合性を有することにつき念のため付言する。

私は、令和5年大法廷判決が上記判示するところは、基本的に本件区割制度の下においても妥当するものと考えるが、その前提として、区画審設置法2条に基づく勧告及びそれに基づく区割規定の改正により定められる新たな選挙区割りは、憲法の保障する投票価値の平等の要請を維持するにふさわしい内容でなければならないと考えるものである。すなわち、上記2のとおり、区画審設置法3条1項及び4条1項、2項の規定に従い国勢調査の結果を基準とした最大較差が2倍未満となる選挙区割りの改定作業が定期的になされるべきことは当然のこととした上で、改定による新たな選挙区割りがたとえ基準となる国勢調査の結果によれば最大較差が2倍未満となるものであっても、短期間でこれが2倍以上となることが改定時においてほぼ確実に見込まれるものであった場合には、区画審設置法が定める基準にかかわらず、違憲状態となると考えるべきである。これに対し、そのような事情が認められず、新たな選挙区割りの内容が、その改定時点において憲法上の投票価値の平等の要請にも適合するものであったと判断される場合には、正に令和5年大法廷判決の判示するとおり、その後の較差拡大が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因による場合あるいは較差拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものである場合などの特別の事情がない限り、本件区割制度に基づく10年あるいは5年ごとの選挙区割りの改定によりこれを是正していく

ことは、憲法の許容するところとなる。現に令和5年大法廷判決において問題となった平成29年選挙区割りの下での最大較差は、平成27年に実施された国勢調査の結果によれば1.956倍であったし、その後に最初に行われた衆議院議員総選挙の時点（平成29年10月22日）でも1.979倍にとどまっていた。したがって、平成29年選挙区割りは、その改定時において、短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれる場合とまではいえない状況であったのであり、合憲状態であったと判断される。そこで、その次に行われた衆議院議員総選挙（令和3年10月31日施行）における小選挙区選挙において最大較差が2倍以上となったとしても、その憲法適合性の判断は、正に令和5年大法廷判決が判示する判断基準によることが可能であったのである。これに対し、本件選挙における小選挙区選挙については、令和4年改正法により定められた新たな選挙区割りがそもそも違憲状態であったのであり、平成29年及び令和3年の上記総選挙とは状況を異にするというべきであって、私の意見は令和5年大法廷判決に反するものではない。

ちなみに、多数意見には令和5年大法廷判決のほかにもいくつかの当審の大法廷判決が引用されている。このうち最高裁平成30年（行ツ）第153号同年12月19日大法廷判決・民集72巻6号1240頁は、令和5年大法廷判決と同様に平成29年選挙区割りの下において行われた小選挙区選挙を対象とするものであり、私の意見を前提としても合憲状態と判断し得るものであった。それ以前の大法廷判決については、アダムズ方式を採用した上最大較差を2倍未満とすることが定められた平成28年法律第49号による区画審設置法の改正より前のものであるので、私の意見との関係での説明は不要と考えている。

#### 5 結論

上記2及び3のとおり、本件選挙当時、本件選挙区割りの下で行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）にあったといわざるを得ない。

以上のとおりであるが、本件選挙が令和4年改正法により定められた新たな選挙区割りの下での最初の衆議院議員総選挙であり、本件選挙の時点で最大較差が2倍以上となっていたことが確認されたことにより違憲状態の存在が明確となったものであるから、この時点までに国会が更に選挙区割りの改定を行うことを期待することは、現実的ではない。本件選挙当時において違憲状態の是正のための十分な期

間が経過したということはできず、本件選挙までの期間内に是正がなされなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるとはいえないでの、本件区割規定が憲法14条1項等に違反するとまではいえないといふべきである。

したがつて、理由は異なるものの、結論は多数意見と同じである。ただし、今後、令和7年国勢調査が実施され、その結果、区画審設置法4条2項による勧告が必要となる場合には、上記結果に基づく改定案が所定の期間内に区画審により勧告され、これに基づき公職選挙法の改正が行われることとなると思われるが、この改正に当たつては、これによる選挙区割りが短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるものとなるようなことはあってはならないことを、立法関係者は肝銘する必要があると考える次第である。

(裁判長裁判官 尾島 明 裁判官 三浦 守  
裁判官 岡村和美 裁判官 高須順一)

◎ 令和6年10月27日に行われた衆議院議員総選挙当時、公職選挙法13条1項、別表第1の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、上記規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない

件名 選挙無効請求事件

最高裁判所令和7年(行ツ)第117号  
令和7年9月26日 第二小法廷判決棄却

上告人 X<sub>1</sub> ほか2名  
被上告人 広島県選挙管理委員会  
原 審 広島高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。  
上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告人兼上告代理人金尾哲也、同岩西廣典、同石井誠一郎の上告理由について

1 本件は、令和6年10月27日に行われた衆議院議員総選挙(以下「本件選挙」という。)について、広島県第1区及び同第2区の選挙人である上告人らが、衆議院小選挙区選出議員(以下単に「小選挙区選出議員」という。)の選挙(以下「小選挙区選挙」という。)の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき行われた本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であるなどと主張して提起した選挙無効訴訟である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 公職選挙法は、衆議院議員の選挙制度につき、小選挙区比例代表並立制を採用しており、衆議院議員の定数は465人とされ、そのうち289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員とされている(4条1項)。小選挙区選挙については、全国に289の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出するものとされ(同法13条1項、別表第1)。以下、後記の改正の前後を通じてこれらの規定を併せて「区割規定」という。)、比例代表選出議員の選挙(以下「比例代表選挙」という。)については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている(同法13条2項、別表第2)。総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い、投票は小選

挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票とされている(同法31条、36条)。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法(以下「区画審設置法」という。)は、衆議院議員選挙区画定審議会(以下「区画審」という。)は、小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案(以下単に「改定案」という。)を作成して内閣総理大臣に勧告するものとした上で(2条)、①4条1項において、上記の勧告は、統計法5条2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査(以下「大規模国勢調査」という。)の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとする旨規定し、②4条2項において、同条1項の規定にかかわらず、区画審は、統計法5条2項ただし書の規定により大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年に行われる国勢調査の結果による各選挙区の日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に、上記の勧告を行うものとする旨規定する。

区画審設置法3条は、改定案の作成の基準について、①1項において、改定案の作成は、各選挙区の人口(同条においては最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。)の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない旨規定し、②2項において、同法4条1項の規定による勧告に係る改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数(その除数で各都道府県の人口を除して得た数(1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。)の合計数が小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。)で除して得た数(1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。)とする旨規定し(いわゆるアダムズ方式)、③3項において、同法4条2項の規定による勧告に係る改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は変更しないものとする旨規定する(以下、この改定案の作成の基準を含む同法2条から4条までの規定による選挙区の改定の仕組みを「本件区割制度」という。)。

(2) 区画審は、小選挙区選出議員の選挙区に関し、令和2年10月1日を調査時とする大規模国勢調査(以下「令和2年国勢調査」という。)の結果に基づ

き、各都道府県の小選挙区選出議員の定数を5都県で合計10人増員し10県で各1人減員した上、25都道府県の140選挙区において区割りを改めることを内容とする改定案を作成し、令和4年6月16日、内閣総理大臣に勧告した。これを受け、同年11月18日、区割り規定の定める選挙区割りを上記改定案のとおりに改定することなどを内容とする令和4年法律第89号（以下「令和4年改正法」という。）が成立した（以下、令和4年改正法による改定後の区割り規定を「本件区割り規定」といい、本件区割り規定の定める選挙区割りを「本件選挙区割り」という。）。

（3）令和6年10月9日に衆議院が解散され、同月27日、本件選挙区割りの下で本件選挙が行われた。

本件選挙区割りの下では、令和2年国勢調査の結果によると、選挙区間の日本国民の人口（以下単に「人口」という。）の最大較差は1対1.999となり、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差は、選挙人数の最も少ない選挙区（鳥取県第1区）と最も多い選挙区（北海道第3区）との間で1対2.059であり、選挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は10選挙区であった。

3(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要な基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確

な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

（2）上記の見地に立って、本件選挙当時の本件区割り規定及びこれに基づく本件選挙区割りの合憲性について検討する。

ア 区画審設置法の定める本件区割り制度は、小選挙区選出議員の選挙区（以下単に「選挙区」という。）について、区画審において、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行った上、選挙区間の人口の較差が2倍未満となるよう区割りをして、その改定案を作成するものとしつつ、大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年に行われる国勢調査の結果、選挙区間の人口の最大較差が2倍以上となった場合には、その結果に基づき、各都道府県への定数配分を変更することなくこれが2倍未満となるよう区割りをして改定案を作成し、これを是正することとするものである。このような本件区割り制度は、選挙区を改定してもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提に、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう設計されたものであるといえ、投票価値の平等を最も重要な基本的な基準としつつ、国会において考慮することのできる他の要素をも考慮して選挙区の改定を行う仕組みを定めたものとして、合理性を有するものというべきである。

イ 本件選挙は、令和4年改正法により改定された本件区割り規定の定める選挙区割り（本件選挙区割り）の下で行われたものであるところ、前記事実関係等によれば、令和4年改正法は、本件区割り制度の下、区画審が、令和2年国勢調査の結果に基づき、区画審設置法3条1項及び2項に定める基準に従い各都道府県への定数配分及び区割りをして作成した改定案のとおり、選挙区を改定するものといえる。

本件選挙区割りの下においては、令和2年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が1対1.

999であったのに対し、本件選挙当日には、選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.059となっており、選挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は10選挙区となっていたものの、本件区割制度が、選挙区を改定してもその後に選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提とするものであって、このような制度に合理性が認められることは上記のとおりである。そして、本件選挙当時における選挙区間の投票価値の較差が自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわらず、本件選挙区割りの下におけるその拡大の程度が著しいものともいえないから、上記の選挙区間の投票価値の較差の状況をもって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということはできないというべきである。

(3) したがって、本件選挙当時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、本件区割規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない。

(4) 以上は、最高裁平成11年(行ツ)第7号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁、最高裁平成11年(行ツ)第35号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、最高裁平成18年(行ツ)第176号同19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁、最高裁平成30年(行ツ)第153号同年12月19日大法廷判決・民集72巻6号1240頁及び最高裁令和4年(行ツ)第130号同5年1月25日大法廷判決・民集77巻1号1頁の趣旨に徴して明らかというべきである。

4 以上の次第であるから、本件区割規定が本件選挙当時憲法に違反していたということはできないとした原審の判断は、是認することができる。論旨はいずれも採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官高須順一の意見がある。

**裁判官高須順一の意見**は、次のとおりである。

#### 1 はじめに

私は、多数意見とは異なり、令和4年改正法による改正後の区割規定の下での選挙区間の投票価値の不均衡は、本件選挙当時、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態(いわゆる違憲状態)にあったと考える。

多数意見は、本件選挙区割りの合憲性の審査を多数意見3(1)記載の判断基準により行うこととした上で、本件区割制度は、選挙区を改定してもその後の

人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提に、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態を安定的に持続するよう設けられたものとしてその合理性を肯定し、本件区割制度の下で定められた本件選挙区割りは合憲状態にあったものと判断している。

私も、本件選挙区割りの合憲性を上記判断基準により審査すべきことに異論はない。他方、本件区割制度については、このような選挙区の改定の仕組み自体に一定の合理性が認められることは否定しないが、その合理性は、一定の前提により支えられているものというべきである。そして、令和4年改正法により改定された本件選挙区割り及びその下での本件選挙は、上記前提を欠くがゆえに、憲法の要請する投票価値の平等との関係で合理性を有するものは評価し得ないというべきであり、この点において多数意見と意見を異にする。

以下では、これらを明らかにするために、本件区割制度が合理性を有するための前提と、これを踏まえた上での本件選挙区割りの具体的な評価について検討する。

#### 2 本件区割制度が合理性を有するための前提

本件選挙区割りは、令和4年改正法により新たに定められたものであり、本件では、本件選挙区割りの下で初めて行われた小選挙区選挙が問題となっている。区画審設置法3条1項によれば、選挙区割りの改定に当たり、令和2年国勢調査の結果による人口を基準にして、選挙区間の人口の最大較差(以下、選挙区間の選挙人数の最大較差も併せて単に「最大較差」という。)が2倍以上にならないようすることが求められ、同法の規定内容を遵守することは、憲法上の投票価値の平等を維持する上においても不可欠の要請となる。そして、本件選挙区割りについては、令和2年国勢調査の結果を基準とした場合の最大較差は1.999倍であり、区画審設置法3条1項の規定自体に違反するものとはいえない。

しかしながら、上記最大較差の数値は限りなく2倍に近く、不斷に生ずる人口異動の状況を考慮するならば、後記3のとおり、本件選挙区割りが定められた時点において、その下では改定後短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれる状況であったというべきである(現に、本件選挙時点では本件選挙区割りの下での最大較差は2.059倍となっており、較差が2倍以上の選挙区の数も10に及んでいる。)。

私も、多数意見と同様に、定数配分及び選挙区割りの決定について国会に広範な裁量が認められると

考るものであるが、そうはいっても、改定後短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるような改定案を区画審が勧告し、それに基づき国会において区割規定の改正を行うことが、果たして国会の裁量権の行使として合理性を有するといえるのか疑問であるといわざるを得ない。本件区割制度は、憲法が保障する投票価値の平等を、選挙区制度を前提とする選挙制度の下で維持するために制度化されたものであり、最大較差が2倍未満となる区割り基準を設けた上で定期的な区割規定の見直しを法定する点において、選挙区間における人口の異動にも合理的に対応し得るものといえるが、本件区割制度が選挙区割りの改定後の人団の異動にも有効に対応するためには、何よりもまず、改定案そのものが適切に策定される必要があるといるべきである。そこで、改定案策定の段階において、たとえ区画審設置法3条1項の定めるとおりに最大較差が2倍未満となるような選挙区割りがなされたとしても、それが短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるような選挙区割りである場合には、同法の規定自体に違反するものとはいえないとしても、このようにして定められた選挙区割りの下で行われる小選挙区選挙は、憲法の定める投票価値の平等の要請を満たすことにはならないと考えるものである。すなわち、本件区割制度が合理的であるといえるためには、まず当初の選挙区割りが憲法上の投票価値の平等の要請を満たすものであることが必要とされるのであって、当初の選挙区割りがそもそも投票価値の平等の要請を満たすものと評価できない場合には、区画審設置法が10年あるいは5年ごとの選挙区割りの改定の規律を設けているからといって、当該区割規定に基づく小選挙区選挙が憲法に適合するものと評価することは、到底できないといわなければならない。

以上から、私は、国勢調査の結果に基づきその基準時点においてたとえ最大較差が2倍未満となる選挙区割りが定められたとしても、それが短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるようなものであった場合には、そのような選挙区割りの下で行われる小選挙区選挙は、本件区割制度によって担保されるべき合理性の前提を欠くこととなり、違憲状態の選挙区割りの下で行われたものとなると考える次第である。

### 3 本件選挙区割りの評価

そこで、次に問題となるのは、具体的にどのような事情があれば、短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるような選挙区割りと評価されるかである。一概にその基準を明確にする

ことは困難であるが、本件訴訟において明らかにされているように、第1に、新たに改定された選挙区割りについて、その改定の際に基準とされた国勢調査の結果による最大較差が2倍に極めて近いものとなっており、第2に、当該改定後に実施される最初の衆議院議員総選挙時点における当該選挙区割りの下での最大較差が実際に2倍以上となっているというような場合には、これらの事情をもって、短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるような選挙区割りであったと基本的に判断すべきであり、当該選挙区割りに基づき行われた小選挙区選挙は違憲状態の選挙区割りの下で実施されたものと理解するのが妥当である。その上で、上記のような事情が認められても、選挙区割りの改定時に予測し得なかつたような特別の要因が選挙までの間に生じ、これが原因となって選挙時の最大較差が2倍以上となったような事情があれば、例外的に違憲状態とはならないと考えるべきであろうが、そのような事情が認められるのは極めて例外的な場合に限られるものと解される。

以上に述べたところに基づき改めて本件選挙区割りについて検討すると、まず令和2年国勢調査の結果による最大較差は、上記のとおり1.999倍と2倍に極めて近く、令和2年国勢調査の調査時（令和2年10月1日）以降の短期間におけるごく僅かの人口異動によっても最大較差が2倍以上となり得る数値である。そして、本件選挙区割りの下での本件選挙時の最大較差は2.059倍と、実際に2倍を超えていた。また、令和2年国勢調査の調査時から本件選挙時までの間に選挙区割りの改定時に予測し得なかつたような特別の要因が生じたというような事情も認められない。したがって、本件選挙区割りは、その改定時において、短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるようなものであったといえ、本件選挙時における選挙区間の人口の不均衡は、憲法の保障する投票価値の平等の要請を害する状態になっていたといるべきである。以上が、私が本件選挙における小選挙区選挙が違憲状態にある選挙区割りの下で行われたものであると考える理由である。

### 4 令和5年大法廷判決との関係

なお、最高裁令和4年（行ツ）第130号同5年1月25日大法廷判決・民集77巻1号1頁（以下「令和5年大法廷判決」という。）は、平成29年法律第58号による改正後の平成28年法律第49号により改正された区割規定の定める選挙区割り（以下「平成29年選挙区割り」という。）について、選挙時における選挙区間の投票価値の較差が憲法の投

票価値の平等の要求と相いれない新たな要因による場合や、較差の拡大の程度が選挙制度の合理性を失わせるほど著しいものである場合などの特別の事情が存する場合に初めてその合憲性が否定され得ることを前提とする判示をしているので、上記2、3の私の意見が、この令和5年大法廷判決と整合性を有することにつき念のため付言する。

私は、令和5年大法廷判決が上記判示するところは、基本的に本件区割制度の下においても妥当するものと考えるが、その前提として、区画審設置法2条に基づく勧告及びそれに基づく区割規定の改正により定められる新たな選挙区割りは、憲法の保障する投票価値の平等の要請を維持するにふさわしい内容でなければならないと考えるものである。すなわち、上記2のとおり、区画審設置法3条1項及び4条1項、2項の規定に従い国勢調査の結果を基準とした最大較差が2倍未満となる選挙区割りの改定作業が定期的になされるべきことは当然のこととした上で、改定による新たな選挙区割りがたとえ基準となる国勢調査の結果によれば最大較差が2倍未満となるものであっても、短期間でこれが2倍以上となることが改定時においてほぼ確実に見込まれるものであった場合には、区画審設置法が定める基準にかかわらず、違憲状態となると考えるべきである。これに対し、そのような事情が認められず、新たな選挙区割りの内容が、その改定時点において憲法上の投票価値の平等の要請にも適合するものであったと判断される場合には、正に令和5年大法廷判決の判示するとおり、その後の較差拡大が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因による場合あるいは較差拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものである場合などの特別の事情がない限り、本件区割制度に基づく10年あるいは5年ごとの選挙区割りの改定によりこれを是正していくことは、憲法の許容するところとなる。現に令和5年大法廷判決において問題となった平成29年選挙区割りの下での最大較差は、平成27年に実施された国勢調査の結果によれば1.956倍であったし、その後に最初に行われた衆議院議員総選挙の時点（平成29年10月22日）でも1.979倍にとどまっていた。したがって、平成29年選挙区割りは、その改定時において、短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれる場合とまではいえない状況であったのであり、合憲状態であったと判断される。そこで、その次に行われた衆議院議員総選挙（令和3年10月31日施行）における小選挙区選挙において最大較差が2倍以上となったとしても、その憲法適合性の判断は、正に令和5年

大法廷判決が判示する判断基準によることが可能であったのである。これに対し、本件選挙における小選挙区選挙については、令和4年改正法により定められた新たな選挙区割りがそもそも違憲状態であったのであり、平成29年及び令和3年の上記総選挙とは状況を異にするというべきであって、私の意見は令和5年大法廷判決に反するものではない。

ちなみに、多数意見には令和5年大法廷判決のほかにもいくつかの当審の大法廷判決が引用されている。このうち最高裁平成30年（行ツ）第153号同年12月19日大法廷判決・民集72巻6号1240頁は、令和5年大法廷判決と同様に平成29年選挙区割りの下において行われた小選挙区選挙を対象とするものであり、私の意見を前提としても合憲状態と判断し得るものであった。それ以前の大法廷判決については、アダムズ方式を採用した上最大較差を2倍未満とすることが定められた平成28年法律第49号による区画審設置法の改正より前のものであるので、私の意見との関係での説明は不要と考えている。

## 5 結論

上記2及び3のとおり、本件選挙当時、本件選挙区割りの下で行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）にあったといわざるを得ない。

以上のとおりであるが、本件選挙が令和4年改正法により定められた新たな選挙区割りの下での最初の衆議院議員総選挙であり、本件選挙の時点で最大較差が2倍以上となっていたことが確認されたことにより違憲状態の存在が明確となったものであるから、この時点までに国会が更に選挙区割りの改定を行うことを期待することは、現実的ではない。本件選挙当時において違憲状態の是正のための十分な期間が経過したということはできず、本件選挙までの期間内に是正がなされなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるとはいえないでの、本件区割規定が憲法14条1項等に違反するとまではいえないというべきである。

したがって、理由は異なるものの、結論は多数意見と同じである。ただし、今後、令和7年国勢調査が実施され、その結果、区画審設置法4条2項による勧告が必要となる場合には、上記結果に基づく改定案が所定の期間内に区画審により勧告され、これに基づき公職選挙法の改正が行われることとなると思われるが、この改正に当たっては、これによる選挙区割りが短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるものとなるようなことはあ

ってはならないことを、立法関係者は肝銘する必要があると考える次第である。

(裁判長裁判官 尾島 明 裁判官 三浦 守  
裁判官 岡村和美 裁判官 高須順一)

◎ 令和6年10月27日に行われた衆議院議員総選挙当時、公職選挙法13条1項、別表第1の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、上記規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない

件名 選挙無効請求事件

最高裁判所令和7年（行ツ）第128号、第118号、第123号、第127号、第130号、第133号、第137号、第141号、第142号、第144号、第148号、第149号、第151号、第167号

令和7年9月26日 第二小法廷判決棄却

上告人 X<sub>1</sub> ほか288名

被上告人 東京都選挙管理委員会 ほか46名

原 審 東京高等裁判所、広島高等裁判所岡山支部、仙台高等裁判所、大阪高等裁判所、広島高等裁判所、仙台高等裁判所秋田支部、名古屋高等裁判所金沢支部、福岡高等裁判所宮崎支部、札幌高等裁判所、高松高等裁判所、広島高等裁判所松江支部、福岡高等裁判所、名古屋高等裁判所、福岡高等裁判所那覇支部

### 主 文

本件各上告を棄却する。

各上告費用は各上告人らの負担とする。

### 理 由

上告代理人升永英俊ほかの各上告理由について

1 本件は、令和6年10月27日に行われた衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、公職選挙法別表第1に定める各選挙区の選挙人である上告人らが、衆議院小選挙区選出議員（以下単に「小選挙区選出議員」という。）の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する同法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき行われた本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であるなどと主張して提起した選挙無効訴訟である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

（1）公職選挙法は、衆議院議員の選挙制度につき、小選挙区比例代表並立制を採用しており、衆議院議員の定数は465人とされ、そのうち289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員とさ

れている（4条1項）。小選挙区選挙については、全国に289の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出するものとされ（同法13条1項、別表第1。以下、後記の改正の前後を通じてこれらの規定を併せて「区割規定」という。）、比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条2項、別表第2）。総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時にを行い、投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票とされている（同法31条、36条）。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）は、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は、小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案（以下単に「改定案」という。）を作成して内閣総理大臣に勧告するものとした上で（2条）、①4条1項において、上記の勧告は、統計法5条2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査（以下「大規模国勢調査」という。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとする旨規定し、②4条2項において、同条1項の規定にかかわらず、区画審は、統計法5条2項ただし書の規定により大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年に行われる国勢調査の結果による各選挙区の日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に、上記の勧告を行うものとする旨規定する。

区画審設置法3条は、改定案の作成の基準について、①1項において、改定案の作成は、各選挙区の人口（同条においては最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。）の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない旨規定し、②2項において、同法4条1項の規定による勧告に係る改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数（その除数で各都道府県の人口を除して得た数（1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。）の合計数が小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。）

とする旨規定し(いわゆるアダムズ方式)、③3項において、同法4条2項の規定による勧告に係る改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は変更しないものとする旨規定する(以下、この改定案の作成の基準を含む同法2条から4条までの規定による選挙区の改定の仕組みを「本件区割制度」という。)。

(2) 区画審は、小選挙区選出議員の選挙区に関し、令和2年10月1日を調査時とする大規模国勢調査(以下「令和2年国勢調査」という。)の結果に基づき、各都道府県の小選挙区選出議員の定数を5都県で合計10人増員し10県で各1人減員した上、25都道府県の140選挙区において区割りを改めることを内容とする改定案を作成し、令和4年6月16日、内閣総理大臣に勧告した。これを受け、同年11月18日、区割規定の定める選挙区割りを上記改定案のとおりに改定することなどを内容とする令和4年法律第89号(以下「令和4年改正法」という。)が成立した(以下、令和4年改正法による改正後の区割規定を「本件区割規定」といい、本件区割規定の定める選挙区割りを「本件選挙区割り」という。)。

(3) 令和6年10月9日に衆議院が解散され、同月27日、本件選挙区割りの下で本件選挙が行われた。

本件選挙区割りの下では、令和2年国勢調査の結果によると、選挙区間の日本国民の人口(以下単に「人口」という。)の最大較差は1対1.999となり、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差は、選挙人数の最も少ない選挙区(鳥取県第1区)と最も多い選挙区(北海道第3区)との間で1対2.059であり、選挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は10選挙区であった。

3(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ(43条2項、47条)、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定する

に際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

(2) 上記の見地に立って、本件選挙当時の本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りの合憲性について検討する。

ア 区画審設置法の定める本件区割制度は、小選挙区選出議員の選挙区(以下単に「選挙区」という。)について、区画審において、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行った上、選挙区間の人口の較差が2倍未満となるよう区割りをして、その改定案を作成するものとしつつ、大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年に行われる国勢調査の結果、選挙区間の人口の最大較差が2倍以上となった場合には、その結果に基づき、各都道府県への定数配分を変更することなくこれが2倍未満となるよう区割りをして改定案を作成し、これを是正することとするものである。このような本件区割制度は、選挙区を改定してもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提に、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう設計されたものであるといえ、投票価値の平等を最も重要な基準としつつ、国会において考慮することのできる他の要素をも考慮して選挙区の改定を行う仕組みを定めたものとして、合理性を有するものというべきである。

イ 本件選挙は、令和4年改正法により改正された本件区割規定の定める選挙区割り（本件選挙区割り）の下で行われたものであるところ、前記事実関係等によれば、令和4年改正法は、本件区割制度の下、区画審が、令和2年国勢調査の結果に基づき、区画審設置法3条1項及び2項に定める基準に従い各都道府県への定数配分及び区割りをして作成した改定案のとおり、選挙区を改定するものといえる。

本件選挙区割りの下においては、令和2年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が1対1.999であったのに対し、本件選挙当日には、選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.059となっており、選挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は10選挙区となっていたものの、本件区割制度が、選挙区を改定してもその後に選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提とするものであって、このような制度に合理性が認められることは上記のとおりである。そして、本件選挙当時における選挙区間の投票価値の較差が自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれず、本件選挙区割りの下におけるその拡大の程度が著しいものともいえないから、上記の選挙区間の投票価値の較差の状況をもって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということはできないといるべきである。

(3) したがって、本件選挙当時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、本件区割規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない。

各論旨は、憲法56条2項、1条、前文第1段等を根拠として、本件選挙は憲法の保障する1人1票の原則による人口比例選挙に反して無効であるなどというが、所論に理由のないことは以上に述べたところから明らかである。

(4) 以上は、最高裁平成11年（行ツ）第7号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁、最高裁平成11年（行ツ）第35号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、最高裁平成18年（行ツ）第176号同19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁、最高裁平成30年（行ツ）第153号同年12月19日大法廷判決・民集72巻6号1240頁及び最高裁令和4年（行ツ）第130号同5年1月25日大法廷判決・民集77巻1号1頁の趣旨に従じて明らかといるべきである。

4 以上の次第であるから、本件区割規定が本件

選挙当時憲法に違反していたということはできないとした原審の各判断は、いずれも是認することができる。各論旨はいずれも採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官高須順一の意見がある。

**裁判官高須順一の意見**は、次のとおりである。

### 1 はじめに

私は、多数意見とは異なり、令和4年改正法による改正後の区割規定の下での選挙区間の投票価値の不均衡は、本件選挙当時、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（いわゆる違憲状態）にあったと考える。

多数意見は、本件選挙区割りの合憲性の審査を多数意見3(1)記載の判断基準により行うこととした上で、本件区割制度は、選挙区を改定してもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提に、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態を安定的に持続するように設けられたものとしてその合理性を肯定し、本件区割制度の下で定められた本件選挙区割りは合憲状態にあったものと判断している。

私も、本件選挙区割りの合憲性を上記判断基準により審査すべきことに異論はない。他方、本件区割制度については、このような選挙区の改定の仕組み自体に一定の合理性が認められることは否定しないが、その合理性は、一定の前提により支えられているものといるべきである。そして、令和4年改正法により改定された本件選挙区割り及びその下での本件選挙は、上記前提を欠くがゆえに、憲法の要請する投票価値の平等との関係で合理性を有するものは評価し得ないといるべきであり、この点において多数意見と意見を異にする。

以下では、これらを明らかにするために、本件区割制度が合理性を有するための前提と、これを踏まえた上で本件選挙区割りの具体的な評価について検討する。

### 2 本件区割制度が合理性を有するための前提

本件選挙区割りは、令和4年改正法により新たに定められたものであり、本件では、本件選挙区割りの下で初めて行われた小選挙区選挙が問題となっている。区画審設置法3条1項によれば、選挙区割りの改定に当たり、令和2年国勢調査の結果による人口を基準にして、選挙区間の人口の最大較差（以下、選挙区間の選挙人数の最大較差も併せて単に「最大較差」という。）が2倍以上にならないようすることが求められ、同法の規定内容を遵守することは、憲法上の投票価値の平等を維持する上においても不可

欠の要請となる。そして、本件選挙区割りについては、令和2年国勢調査の結果を基準とした場合の最大較差は1.999倍であり、区画審設置法3条1項の規定自体に違反するものとはいえない。

しかしながら、上記最大較差の数値は限りなく2倍に近く、不斷に生ずる人口異動の状況を考慮するならば、後記3のとおり、本件選挙区割りが定められた時点において、その下では改定後短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれる状況であったというべきである（現に、本件選挙時点では本件選挙区割りの下での最大較差は2.059倍となっており、較差が2倍以上の選挙区の数も10に及んでいる。）。

私も、多数意見と同様に、定数配分及び選挙区割りの決定について国会に広範な裁量が認められると考えるものであるが、そうはいっても、改定後短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるような改定案を区画審が勧告し、それに基づき国会において区割規定の改正を行うことが、果たして国会の裁量権の行使として合理性を有するといえるのか疑問であるといわざるを得ない。本件区割制度は、憲法が保障する投票価値の平等を、選挙区制度を前提とする選挙制度の下で維持するために制度化されたものであり、最大較差が2倍未満となる区割り基準を設けた上で定期的な区割規定の見直しを法定する点において、選挙区間における人口の異動にも合理的に対応し得るものといえるが、本件区割制度が選挙区割りの改定後の人口の異動にも有効に対応するためには、何よりもまず、改定案そのものが適切に策定される必要があるというべきである。そこで、改定案策定の段階において、たとえ区画審設置法3条1項の定めるとおりに最大較差が2倍未満となるような選挙区割りがなされたとしても、それが短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるような選挙区割りである場合には、同法の規定自体に違反するものとはいえないとしても、このようにして定められた選挙区割りの下で行われる小選挙区選挙は、憲法の定める投票価値の平等の要請を満たすことにはならないと考えるものである。すなわち、本件区割制度が合理的であるといえるためには、まず当初の選挙区割りが憲法上の投票価値の平等の要請を満たすものであることが必要とされるのであって、当初の選挙区割りがそもそも投票価値の平等の要請を満たすものと評価できない場合には、区画審設置法が10年あるいは5年ごとの選挙区割りの改定の規律を設けているからといって、当該区割規定に基づく小選挙区選挙が憲法に適合するものと評価することは、到底できないと

いわなければならない。

以上から、私は、国勢調査の結果に基づきその基準時点においてたとえ最大較差が2倍未満となる選挙区割りが定められたとしても、それが短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるようなものであった場合には、そのような選挙区割りの下で行われる小選挙区選挙は、本件区割制度によって担保されるべき合理性の前提を欠くこととなり、違憲状態の選挙区割りの下で行われたものとなると考える次第である。

### 3 本件選挙区割りの評価

そこで、次に問題となるのは、具体的にどのような事情があれば、短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるような選挙区割りと評価されるかである。一概にその基準を明確にすることは困難であるが、本件訴訟において明らかにされているように、第1に、新たに改定された選挙区割りについて、その改定の際に基準とされた国勢調査の結果による最大較差が2倍に極めて近いものとなっており、第2に、当該改定後に実施される最初の衆議院議員総選挙時点における当該選挙区割りの下での最大較差が実際に2倍以上となっているというような場合には、これらの事情をもって、短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるような選挙区割りであったと基本的に判断すべきであり、当該選挙区割りに基づき行われた小選挙区選挙は違憲状態の選挙区割りの下で実施されたものと理解するのが妥当である。その上で、上記のような事情が認められても、選挙区割りの改定時に予測し得なかつたような特別の要因が選挙までの間に生じ、これが原因となって選挙時の最大較差が2倍以上となったような事情があれば、例外的に違憲状態とはならないと考えるべきであろうが、そのような事情が認められるのは極めて例外的な場合に限られるものと解される。

以上に述べたところに基づき改めて本件選挙区割りについて検討すると、まず令和2年国勢調査の結果による最大較差は、上記のとおり1.999倍と2倍に極めて近く、令和2年国勢調査の調査時（令和2年10月1日）以降の短期間におけるごく僅かの人口異動によっても最大較差が2倍以上となり得る数値である。そして、本件選挙区割りの下での本件選挙時の最大較差は2.059倍と、実際に2倍を超えていた。また、令和2年国勢調査の調査時から本件選挙時までの間に選挙区割りの改定時に予測し得なかつたような特別の要因が生じたというような事情も認められない。したがって、本件選挙区割りは、その改定時において、短期間で最大較差が2

倍以上となることがほぼ確実に見込まれるようなものであったといえ、本件選挙時における選挙区間の人口の不均衡は、憲法の保障する投票価値の平等の要請を害する状態になっていたというべきである。以上が、私が本件選挙における小選挙区選挙が違憲状態にある選挙区割りの下で行われたものであると考える理由である。

#### 4 令和5年大法廷判決との関係

なお、最高裁令和4年（行ツ）第130号同5年1月25日大法廷判決・民集77巻1号1頁（以下「令和5年大法廷判決」という。）は、平成29年法律第58号による改正後の平成28年法律第49号により改正された区割規定の定める選挙区割り（以下「平成29年選挙区割り」という。）について、選挙時における選挙区間の投票価値の較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因による場合や、較差の拡大の程度が選挙制度の合理性を失わせるほど著しいものである場合などの特別の事情が存する場合に初めてその合憲性が否定され得ることを前提とする判示をしているので、上記2、3私の意見が、この令和5年大法廷判決と整合性を有することにつき念のため付言する。

私は、令和5年大法廷判決が上記判示するところは、基本的に本件区割制度の下においても妥当するものと考えるが、その前提として、区画審設置法2条に基づく勧告及びそれにに基づく区割規定の改正により定められる新たな選挙区割りは、憲法の保障する投票価値の平等の要請を維持するにふさわしい内容でなければならないと考えるものである。すなわち、上記2のとおり、区画審設置法3条1項及び4条1項、2項の規定に従い国勢調査の結果を基準とした最大較差が2倍未満となる選挙区割りの改定作業が定期的になされるべきことは当然のこととした上で、改定による新たな選挙区割りがたとえ基準となる国勢調査の結果によれば最大較差が2倍未満となるものであっても、短期間でこれが2倍以上となることが改定時においてほぼ確実に見込まれるものであった場合には、区画審設置法が定める基準にかかわらず、違憲状態となると考えるべきである。これに対し、そのような事情が認められず、新たな選挙区割りの内容が、その改定時点において憲法上の投票価値の平等の要請にも適合するものであったと判断される場合には、正に令和5年大法廷判決の判示するとおり、その後の較差拡大が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因による場合あるいは較差拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものである場合などの特別の事情がない限り、本件区割制度に基づく10年あるいは5年

ごとの選挙区割りの改定によりこれを是正していくことは、憲法の許容するところとなる。現に令和5年大法廷判決において問題となった平成29年選挙区割りの下での最大較差は、平成27年に実施された国勢調査の結果によれば1,956倍であったし、その後に最初に行われた衆議院議員総選挙の時点（平成29年10月22日）でも1,979倍にとどまっていた。したがって、平成29年選挙区割りは、その改定時において、短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれる場合とまではいえない状況であったのであり、合憲状態であったと判断される。そこで、その次に行われた衆議院議員総選挙（令和3年10月31日施行）における小選挙区選挙において最大較差が2倍以上となつたとしても、その憲法適合性の判断は、正に令和5年大法廷判決が判示する判断基準によることが可能であったのである。これに対し、本件選挙における小選挙区選挙については、令和4年改正法により定められた新たな選挙区割りがそもそも違憲状態であったのであり、平成29年及び令和3年の上記総選挙とは状況を異にするというべきであって、私の意見は令和5年大法廷判決に反するものではない。

ちなみに、多数意見には令和5年大法廷判決のほかにもいくつかの当審の大法廷判決が引用されている。このうち最高裁平成30年（行ツ）第153号同年12月19日大法廷判決・民集72巻6号1240頁は、令和5年大法廷判決と同様に平成29年選挙区割りの下において行われた小選挙区選挙を対象とするものであり、私の意見を前提としても合憲状態と判断し得るものであった。それ以前の大法廷判決については、アダムズ方式を採用した上最大較差を2倍未満とすることが定められた平成28年法律第49号による区画審設置法の改正より前のものであるので、私の意見との関係での説明は不要と考えている。

#### 5 結論

上記2及び3のとおり、本件選挙当時、本件選挙区割りの下で行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）にあったといわざるを得ない。

以上のとおりであるが、本件選挙が令和4年改正法により定められた新たな選挙区割りの下での最初の衆議院議員総選挙であり、本件選挙の時点で最大較差が2倍以上となっていたことが確認されたことにより違憲状態の存在が明確となつたものであるから、この時点までに国会が更に選挙区割りの改定を行うことを期待することは、現実的ではない。本件

選挙当時において違憲状態の是正のための十分な期間が経過したということはできず、本件選挙までの期間内に是正がなされたことが国会の裁量権の限界を超えるとはいえないもので、本件区割規定が憲法14条1項等に違反するとまではいえないというべきである。

したがって、理由は異なるものの、結論は多数意見と同じである。ただし、今後、令和7年国勢調査が実施され、その結果、区画審設置法4条2項による勧告が必要となる場合には、上記結果に基づく改定案が所定の期間内に区画審により勧告され、これに基づき公職選挙法の改正が行われることとなると思われるが、この改正に当たっては、これによる選挙区割りが短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるものとなるようなことはあってはならないことを、立法関係者は肝銘する必要があると考える次第である。

(裁判長裁判官 尾島 明 裁判官 三浦 守  
裁判官 岡村和美 裁判官 高須順一)

(別紙)

1 東京高等裁判所令和6年(行ケ)第19号選挙無効請求事件について同裁判所が令和7年2月13日に言い渡した判決

2 広島高等裁判所岡山支部令和6年(行ケ)第1号人口比例選挙請求事件について同裁判所が令和7年2月6日に言い渡した判決

3 仙台高等裁判所令和6年(行ケ)第4号選挙無効請求事件について同裁判所が令和7年2月28日に言い渡した判決

4 大阪高等裁判所令和6年(行ケ)第4号選挙無効請求事件について同裁判所が令和7年2月12日に言い渡した判決

5 広島高等裁判所令和6年(行ケ)第3号人口比例選挙請求事件について同裁判所が令和7年2月21日に言い渡した判決

6 仙台高等裁判所秋田支部令和6年(行ケ)第1号選挙無効請求事件について同裁判所が令和7年2月19日に言い渡した判決

7 名古屋高等裁判所金沢支部令和6年(行ケ)第1号人口比例選挙請求事件について同裁判所が令和7年2月26日に言い渡した判決

8 福岡高等裁判所宮崎支部令和6年(行ケ)第1号人口比例選挙請求事件について同裁判所が令和7年2月21日に言い渡した判決

9 札幌高等裁判所令和6年(行ケ)第1号選挙無効請求事件について同裁判所が令和7年2月12日に言い渡した判決

10 高松高等裁判所令和6年(行ケ)第1号人口比例選挙請求事件について同裁判所が令和7年2月26日に言い渡した判決

11 広島高等裁判所松江支部令和6年(行ケ)第1号選挙無効請求事件について同裁判所が令和7年2月26日に言い渡した判決

12 福岡高等裁判所令和6年(行ケ)第2号人口比例選挙請求事件について同裁判所が令和7年3月7日に言い渡した判決

13 名古屋高等裁判所令和6年(行ケ)第1号人口比例選挙請求事件について同裁判所が令和7年2月19日に言い渡した判決

14 福岡高等裁判所那覇支部令和6年(行ケ)第2号人口比例選挙請求事件について同裁判所が令和7年2月18日に言い渡した判決

◎ 令和6年10月27日に行われた衆議院議員総選挙当時、衆議院比例代表選出議員の選挙に関する公職選挙法13条2項及び別表第2、86条の2並びに95条の2の規定は憲法14条1項等に違反しない

件名 選挙無効請求事件

最高裁判所令和7年(行ツ)第156号

令和7年9月26日 第二小法廷判決棄却

上告人 X<sub>1</sub> ほか3名

被上告人 中央選挙管理会

原 審 東京高等裁判所

#### 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

#### 理 由

上告人兼上告代理人山口邦明、同國部徹、同三竿径彦の上告理由について

論旨は、令和6年10月27日に行われた衆議院議員総選挙のうち東京都選挙区における比例代表選出議員の選挙について、衆議院比例代表選出議員の選挙に関する公職選挙法の規定は憲法に違反しており、これに基づいてされた上記比例代表選出議員の選挙は無効である旨をいう。

しかしながら、公職選挙法13条2項及び別表第2、86条の2並びに95条の2の規定が憲法14条1項、15条1項、3項、43条、44条、47条等の憲法の規定に違反するものでないことは、最高裁平成11年(行ツ)第7号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁、最高裁平成11年(行ツ)第8号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1577頁の趣旨に徴して明らかである。

論旨はいずれも採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 尾島 明 裁判官 三浦 守  
裁判官 岡村和美 裁判官 高須順一)

## 刑事

◎ 申立人が釈放された場合における刑訴法207条の3第1項の請求を却下する裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告申立ての許否（消極）

件名 勾留状の個人特定事項の通知請求却下の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件

最高裁判所令和7年（し）第735号  
令和7年9月19日 第一小法廷決定 棄却

申立人 甲

原 審 長崎地方裁判所

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

職権により調査すると、申立人は、令和7年8月26日釈放されたことが明らかであるから、刑訴法207条の3第1項の請求を却下する裁判の取消しを求める本件抗告は、法律上の利益を欠き、不適法である。

よって、同法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 中村 慎 裁判官 安浪亮介  
裁判官 岡 正晶 裁判官 堀 徹 裁判官  
宮川美津子）

## 最高裁判所判例要旨

### 民事

- 表形式の行政文書の「備考」欄に記録された情報につき、一体的に情報公開法（平成28年法律第51号による改正前のもの）5条3号又は4号所定の不開示情報該当性についての判断をした原審の判断に違法があるとされた事例

令和5年（行ヒ）第335号  
令7・6・3三小判  
一部破棄差戻し、一部棄却  
民集79巻4号本誌1865号

表形式の複数の行政文書の「備考」欄に記録された情報について、当該各行政文書の「備考」欄には複数の小項目が設けられているものがあることがうかがわれるなど判示の事情の下においては、原審としては、国に対し、文書ごとに、「備考」欄に小項目が設けられているか否か、小項目が設けられている場合に、それでもなお当該「備考」欄について一体的に情報公開法（平成28年法律第51号による改正前のもの）5条3号又は4号所定の不開示情報が記録されているといえるか否か等について明らかにするよう求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、上記不開示情報該当性についての判断をすべきであったにもかかわらず、上記の観点から審理を尽くすことなく、「備考」欄ごとにそれぞれ一体的に上記不開示情報該当性についての判断をした原審の判断には、違法がある。

（補足意見及び意見がある。）

- 国が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条7項1号所定の無店舗型性風俗特殊営業を行う事業者に対して持続化給付金給付規程（中小法人等向け）（令和2年8月1日付けのもの）及び家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）（同年10月29日改正前のもの）に定める各給付金を給付しないこととしていることと憲法14条1項

令和6年（行ツ）第21号  
令7・6・16一小判棄却  
民集79巻4号本誌1865号

国が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条7項1号所定の無店舗型性風俗特殊営業を行う事業者に対して持続化給付金給付規程（中小法人等向

け）（令和2年8月1日付けのもの）及び家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）（同年10月29日改正前のもの）に定める各給付金を給付しないこととしていることは、憲法14条1項に違反しない。

（補足意見及び反対意見がある。）

- 1 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）中の生活扶助基準の改定が生活保護法3条、8条2項に違反して違法であるとされた事例

- 2 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）中の生活扶助基準の改定につき国家賠償法1条1項にいう違法があつたということはできないとされた事例

令和5年（行ヒ）第397号、第398号  
令7・6・27三小判  
一部破棄自判、一部棄却  
民集79巻4号本誌1866号

- 1 平成25年から平成27年にかけて行われた、物価変動率のみを直接の指標として基準生活費を一律に減ずることをその内容に含む、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）中の生活扶助基準の改定は、次の(1)～(4)など判示の事情の下では、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法3条、8条2項に違反して違法である。

- (1) 生活扶助基準の改定については、中央社会福祉審議会が昭和58年12月に公表した意見具申を踏まえ、昭和59年度以降、水準均衡方式（当時の生活扶助基準が一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図る方式）が採用されている。

- (2) 上記意見具申においては、物価は、そのままでは消費水準を示すものではないので、生活扶助基準の改定に当たり参考資料にとどめるべきものとされている。

- (3) 社会保障審議会の生活保護基準部会が平成25年1月に公表した報告書は、厚生労働省において生活扶助基準の見直しを検討する際には、同報告書の評価及び検証の結果を考慮し、その上で他に合理的説明が可能な経済指標を総合的に勘案する場合はその根拠についても明確に示すことを求めている。

- (4) 生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に生じていた不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いることについて、社会保障審議会の生活保護基準部会等による審議検討は経られていない。
- 2 平成25年から平成27年にかけて、物価変動率のみを直接の指標として基準生活費を一律に減ずることをその内容に含む、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）中の生活扶助基準の改定が行われた場合において、次の(1)～(5)など判示の事情の下では、上記改定につき国家賠償法1条1項にいう違法があったということはできない。
- (1) 厚生労働省社会・援護局長の下に設置された検討会が平成19年11月に公表した報告書において、生活扶助基準額が一般低所得世帯における生活扶助相当支出額（消費支出額から家賃、医療等の生活扶助に相当しないものを除いたもの）より高い状態にある旨の指摘があった。
  - (2) 平成20年9月のリーマンショックに端を発する世界的な金融危機が我が国の実体経済に大きな影響を及ぼし、同年頃から平成23年頃にかけて、物価、賃金、家計消費がいずれも下落していく。
  - (3) 厚生労働大臣は、平成20年度から平成24年度までの生活扶助基準について水準均衡方式（採用当時の生活扶助基準が一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図る方式）による改定をしなかった。
  - (4) 平成24年8月に施行された社会保障制度改革推進法附則2条1号において、政府は生活保護制度に関し生活扶助の給付水準の適正化その他の必要な見直しを早急に行うものとする旨が規定されていた。
  - (5) 社会保障審議会の福祉部会内に設置された専門委員会が平成15年12月に公表した中間取りまとめにおいて、生活扶助基準の改定の指標の在り方について検討の必要性が指摘され、消費者物価指数の伸びを上記指標とすることも考えられるとされていた。
- (1)につき補足意見、1、2につき反対意見がある。)

- 別荘地内に土地を所有する者が当該別荘地の管理会社に対し管理費として相当と認められる額の不当利得返還義務を負うとされた事例

令和5年（受）第2461号  
令7・6・30一小判 破棄自判  
民集79巻4号本誌1866号

不動産の管理業等を目的とする株式会社であるXは、甲別荘地内に土地を所有する者との間で個別に管理契約を締結し、甲別荘地において上記管理契約に基づく管理業務を行っており、Yは、甲別荘地内に土地を所有するものの、Xとの間で上記管理契約を締結せず、管理費を支払っていない場合において、次の(1)～(5)など判示の事情の下では、Yは、Xに対し、上記管理業務に対する管理費として相当と認められる額の不当利得返還義務を負う。

- (1) 甲別荘地は、多数の土地及び道路等の施設から成る大規模な別荘地として開発され、現在も別荘地として利用されている。
- (2) 上記管理業務の内容は、①道路、側溝及びマンホール等の雨水排水設備、街路灯、消火栓、ゴミ集積所等の保全及び維持管理、②毎日2回のパトロール実施、道路ゲートの開閉管理、関係者以外の立入り防止、天災地変時の見回り点検、③道路両脇の雑草の刈込み作業、U字溝内部の清掃作業である。
- (3) 上記管理業務に要する費用は、甲別荘地内に土地を所有する者から上記管理業務に対する管理費を收受することによって賄うことが予定されている。
- (4) Yは、甲別荘地が別荘地であることを認識して、その1区画である土地を取得した。
- (5) 上記管理業務は、甲別荘地内に土地を所有する者が個別になし得るものではなく、地方自治体による提供も期待できないものであって、X以外にこれを提供することができる者がいることはうかがわれない。

- 裁判所が自動車保険契約の人身傷害条項の被保険者である被害者に対する損害賠償の額を定めるに当たり民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して被害者に対する加害行為前から存在していた被害者の疾患をしんしゃくしその額を減額する場合における上記条項に基づき人身傷害保険金を支払った保険会社による損害賠償請求権の代位取得の範囲

令和5年(受)第1838号  
令7・7・4三小判棄却  
民集79巻4号本誌1867号

被保険者が自動車の運行に起因する事故等に該当する急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った時に既に存在していた身体の障害又は疾病の影響により、上記傷害が重大となった場合には、保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払う旨の定めがある自動車保険契約の人身傷害条項の被保険者である被害者に対する加害行為と加害行為前から存在していた被害者の疾患とが共に原因となって損害が発生した事案について、裁判所が、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、上記疾患をしんしゃくし、その額を減額する場合において、上記疾患が上記定めにいう身体の障害又は疾病に当たるときは、被害者に対して人身傷害保険金を支払った保険会社は、支払った人身傷害保険金の額と上記の減額をした後の損害額のうちいずれか少ない額を限度として被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得する。

(補足意見がある。)

- 市町村から一般廃棄物の処分の委託を受けた者が当該市町村の区域外において一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合に、上記処分の場所がその区域内に含まれる市町村がその支障の除去等の措置を講じたときの事務管理の成否

令和5年(受)第606号  
令7・7・14一小判破棄差戻し  
民集79巻4号本誌1867号

市町村から一般廃棄物の処分の委託を受けた者が、当該市町村の区域外において一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合に、上記処分の場所がその区域内に含まれる市町村がその支障の除去又

は発生の防止のために必要な措置を講じたときは、当該市町村が上記委託をした市町村の事務の管理をしたものとして、事務管理が成立し得る。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(令和4年法律第76号による改正前のもの)20条1項に基づく介護給付費の支給決定に係る申請を却下する処分が違法であるとした原審の判断に違法があるとされた事例

令和5年(行ヒ)第276号  
令7・7・17一小判破棄差戻し  
民集79巻4号本誌1867号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(令和4年法律第76号による改正前のもの)20条1項に基づく介護給付費の支給決定に係る申請を却下する処分がされた場合において、次の(1)~(4)など判示の事情の下では、上記処分が違法であるとした原審の判断には、市町村の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った結果、受けることができる介護給付のうち自立支援給付に相当するものの量を算定することができないとした市の判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるか否かについて審理を尽くさなかった違法がある。

- (1) 上記申請をした者は、上記処分当時、両下肢の機能の全廃及び両上肢の機能の著しい障害により、1級の身体障害者手帳の交付を受けていた。
- (2) 上記の者は、上記処分までに、障害支援区分4の認定を受けた上、障害福祉サービスの種類を居宅介護、支給量を身体介護月45時間及び家事援助月25時間とする支給決定を受けていた。
- (3) 上記申請は、障害福祉サービスの種類及び支給量について、上記支給決定と同じ内容の支給決定を求めるものであった。
- (4) 上記の者は、上記処分当時、65歳に達していたが、介護保険法27条1項に基づく申請をしていなかった。

## 刑事

- 被害者の検察官調書抄本を採用した第1審の訴訟手続に法令違反がありこれが判決に影響を及ぼすことが明らかであるとして第1審判決を破棄した原判決に、刑訴法397条1項、379条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

令和6年（あ）第1161号  
令7・7・7三小決棄却  
刑集79巻4号本誌1867号

第1審裁判所が被害者の検察官調書抄本を刑訴法321条1項2号前段により採用する証拠決定をしたことについて、証拠能力をいまだ獲得していない証拠を採用し、事実認定に供した違法があるとして、同法397条1項、379条により第1審判決を破棄した原判決は、原審における事実の取調べの結果も踏まえ、前記証拠決定の時点で既に被害者が供述不能の情況にあったとも説示しており、同時点で同法321条1項2号前段の要件を満たしていたと認めているのであるから、前記証拠決定それ自体が違法であるとはいえないにもかかわらず、同法379条に規定する事由があるとして第1審判決を破棄したことに帰し、同法397条1項、379条の解釈適用を誤った違法がある。

（補足意見がある。）

- 依頼を受けて現金自動預払機付近で待機し電子計算機使用詐欺の犯行により増加した預貯金を引き出すなどした者に電子計算機使用詐欺の共謀が認められた事例

令和6年（あ）第264号  
令7・7・11三小判破棄自判  
刑集79巻4号本誌1867号

還付金等を受け取ることができる旨誤信させられていた者に電話で指示して、振込送金の操作であると気付かせないまま、現金自動預払機で振込送金する操作を行わせ、被告人らの管理する預貯金口座の残高を増加させる電子計算機使用詐欺において、被告人が氏名不詳者から依頼を受けて同口座のキャッシュカードを所持して現金自動預払機付近で待機し、氏名不詳者らから電話で指示があれば直ちに同キャッシュカードを使用して現金自動預払機から現金を引き出し、報酬を差し引いた残りを回収役に交付したこと、被告人が特殊詐欺等の犯罪行為によって得られた現金を引き出すものである可能性を認識していたことなどの本件事実関係の下では、被告人と氏名不詳者との間で、電子計算機使用詐欺の

共謀が認められる。  
(補足意見がある。)

## 記事

## ◎人事異動

定年退官

神戸地方裁判所長  
立川簡易裁判所判事石原稚也  
鈴木秀夫

(以上9月17日)

神戸地方裁判所長

徳岡由美子

大阪高等裁判所判事

倉地真寿美

広島高等裁判所判事

三浦隆志

広島高等裁判所判事

菊地浩明

福岡高等裁判所那覇支部長

福岡俊明

福岡高等裁判所那覇支部長

(以上9月18日)

大阪高等裁判所判事

一原友彦

高松高等裁判所事務局長

横山浩典

高松高等裁判所事務局長

高松地方・家庭裁判所判事

高松地方・家庭裁判所判事

神原 浩

定年退官

東京高等裁判所判事

宮永忠明

(以上9月19日)

新潟地方・家庭裁判所判事

國井陽平

(9月27日)

定年退官

東京簡易裁判所判事

五十嵐 満

(9月28日)

依願退官

東京地方裁判所判事

川崎博司

(9月29日)

東京地方裁判所判事

鹿田あゆみ

東京高等裁判所判事

木村匡彥

事務総局総務局参事官

栢分宏和

事務総局総務局付

東京地方裁判所判事

福島地方・家庭裁判所判事

遠山敦士

(以上9月30日)



政

## ◎総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

(令和七年九月一〇日公布 政令第三一九号)

内閣は、総合法律支援法の一部を改正する法律（令和六年法律第十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年一月十三日とする。

令